

## 2. 法学部で学ぶみなさんへ

法学部は、1965年に設置され、今年（2025年）で設置60周年を迎えます。多くの卒業生を社会に送り出してきましたが、法学部のどの卒業生も「法」を学び、社会へ羽ばたいていきました。

法は、私たちが社会生活を営む上で必要不可欠なルールです。私たちの生涯は、法によって規定されています。出生すると私権が与えられます（民法3条）。満6歳になると、義務教育が開始されます（学校教育法17条）。14歳からは罪を犯すと刑事上の責任を問われます（刑法41条）。15歳には、義務教育が終了し（学校教育法17条）、遺言能力が認められ（民法961条）、制限つきながら就労できます（労働基準法56条）。18歳になると、法的にできることが多くなります。成年になり、一人で契約をすることができるようになり（民法4条）、婚姻もできるようになります（民法731条）。選挙権も認められます（公職選挙法9条）。さらに自動車の運転免許も取得できます（道路交通法88条）。20歳になると、国民年金に加入します（国民年金法7条）。25歳になると、衆議院議員等の選挙に立候補できます（公職選挙法10条）。原則として、65歳から国民年金を受給できます（国民年金法26条）。死亡すると、私権が喪失し、遺産相続が開始されます（民法882条）。

また、新しい問題に対応するために、既存の法が改正されたり、新しい法が制定されたりします。たとえば、新型コロナウイルス感染症の流行にともない、新型インフルエンザ等対策特別措置法などが改正されるとともに、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律が制定されました。

このように法は、私たちの社会生活全般と関わっており、法が規定している分野は、多岐にわたっています。

そこで、みなさんが、法を体系的に理解できるように、法学部ではカリキュラムを作成しています。最初に、基礎的な導入科目を学び、段階的に専門性の高い科目を学ぶことができるようになっています。また、みなさんの学問的関心・将来の就職希望先に応じて、「政策・行政コース」、「企業法務コース」および「法律専門職コース」の3つのコースを用意し、学修の便宜を図っています。法学部を卒業するときには、「法的知識と法的思考を生かし、人間の尊厳のために貢献できる人材」になっていることでしょう。

法学部には、専門分野に通じた教員が多くいます。法学部での学修に悩んだときには、教員に相談してください。相談を受けた教員は、みなさんに適切な助言をするはずです。



法学部長

宮川 基